

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（素案）」に対する意見一覧

No.	条項	御意見	対応	理由
1	新設	<p>【土地の所有者への通知】 第7条の許可を受けた者及び第12条第1項の変更許可を受けた者について土地の所有者への通知義務はないが、 「許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第10条第1項第1号から第8号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。」とすべき。 （参考） ○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「茨城県土砂条例」という。）第9条の2 ○神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「神奈川県土砂条例」という。）第14条 ○大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「大阪府土砂条例」という。）第13条</p>	原案のままとします。	<p>第8条で申請者は、あらかじめ、土地の所有者に対して説明を行い、同意を得ることとしています。 その際に使用すべき同意書の様式を定め、その中であらかじめ第10条第1項第1～8号に掲げる事項を土地所有者が確認できるようにします。 なお、許可内容に軽微な変更があった場合（第12条第4項）、許可に条件が付された場合（第13条第2項）、承継があった場合（第19条第3項）について、許可を受けた者に対して、土地所有者に対する通知を義務付けており、申請に先立って同意を得た後に生じた事項についても、土地所有者に通知する仕組みを担保することとしております。</p>
2	新設	<p>【土地の所有者の義務】 土地の所有者は、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければならないと努力義務が明記されるに留まるが、 「第8条に規定する同意をした土地の所有者は、 ①定期的に、当該土砂の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。 ②第7条の許可又は第12条第1項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂の埋立て等が行われていることを知った時には、土砂等の埋立て等を行う者に対して、当該土砂等の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事への報告しなければならない。 ③崩落等による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。」とすべき。 併せて、「第7条の許可又は第12条第1項の変更許可を受けた者が命令に従わない場合であって、土地の所有者が上記の確認又は報告を怠った時には、土地の所有者に対して必要な措置を勧告することができる。勧告に従わない場合であって、必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」とすべき。 （参考） ○茨城県土砂条例第18条の2、第18条の3、第18条の4 ○神奈川県土砂条例第26条、第26条の2、第26条の3 ○大阪府土砂条例第26条、第27条</p>	原案のままとします。	<p>第4条は、土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を定めたものです。 具体的には、所有者における努力義務として、土砂等の埋立て等が適正に行われるように管理すべきことを規定しています。 この条例では、許可を申請するに当たり、土地所有者の同意を得ることを条件としているため、土砂等の埋立て等について土地の所有者が把握していないということは想定されません。 しかし、土地所有者が十分に実態を把握できないまま、土砂等の埋立て等を行う者が無秩序な埋立て等を行った後に所在不明となった状況等で崩落等による災害が発生した場合には、土地の所有者がその管理責任を追及される可能性があります。 そこで、土地所有者がそのような事態に巻き込まれないためにも、土地所有者自身が責任を持って当該土地を管理すべきことを明示したものです。 もっとも、無秩序な埋立て等の一義的な責任者は直接埋立て等を行った者にあること、また、土地所有者は、土砂等の埋立て等について専門的知識を有しているとは限らないことなどを考慮し、土地の所有者の責務については、努力義務にとどめることとしています。</p>

No.	条項	御意見	対応	理由
3	新設	<p>【閲覧】</p> <p>土砂等管理台帳の作成（第16条）及び関係図書の保存（第22条）を義務付けているが、閲覧に関する義務はない。</p> <p>「第7条の許可を受けた者は、申請書の写し、土砂等管理台帳その他規則で定める図書を主たる事務所に備え置き、当該許可に係る土砂等の埋立て等に関し災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。」とすべき。</p> <p>（参考）</p> <p>○茨城県土砂条例第16条</p> <p>○大阪府土砂条例第20条</p>	原案のままとします。	<p>第9条で利害関係者である周辺住民に計画の概要を周知することを規定しており、これ以上に利害関係者への閲覧の義務を課すことは、申請者にとって過度な負担になりかねないことから、本県条例では採用しておりません。</p> <p>なお、第23条で知事による報告の徴収等について規定しています。</p> <p>本条は、土砂等の埋立て等に関わる者に対し知事が報告を徴収できることについて定めたものであり、この条例に違反又は違反の疑いのある行為について、その態様を明らかにするために、関係者に対し報告を義務付けるものになります。</p> <p>徴収の相手方は許可の対象であるか否かにかかわらず、全ての土砂等の埋立て等に関わる者に対して行うことができます。（「土砂等の埋立て等を行う者」には、埋立て等を完了した者を含みます。）</p> <p>また、本条の規定による報告の徴収に対し、虚偽の報告や報告の拒否をした場合には罰則の対象となります。</p> <p>本条の規定による報告の徴収は、徴収の相手方の権利を制限するものであることから、条例の施行に必要な限度においてのみ行うことが許されるものとしています。</p>
4	新設	<p>【公表】</p> <p>第25条の規定では、命令又は許可の取消しを行った場合に公表することができるとしているが、素案では、無許可で第11条第4号の基準に適合する埋立て等を行った者に対して、命令を行うことはできず、罰則が規定されるのみである。</p> <p>無許可で第11条第4号の基準に適合する埋立て等を行った者に対して、行政が告発するまでには相当な期間を要するが、その間、命令も公表も実施されないことは、無許可で埋立て等が行われている地域の周辺住民の不安につながる。</p> <p>このため、無許可で埋立て等を行った者を公表することができるようにすべき。</p> <p>（参考）</p> <p>○茨城県土砂条例第18条の10</p> <p>○神奈川県土砂条例第27条</p>	原案のままとします。	<p>無許可で埋立て等を行う者については、第11条第4号の基準に適合しているかどうかについてそもそも審査がなされていないため、基準に適合する埋立て等ということ自体が想定されません。</p> <p>無許可で埋立て等を行う者に対しては、すべて第20条第2項で命令の対象となるため、第25条の公表の対象にもなります。</p>
5	第7条第3号	「その他規則に定める者」に「国、地方公共団体から委託を受けた者」もしくは「独立行政法人都市再生機構」を加えていただきたい。	御意見のとおり、別途作成する施行規則でその他規則に定める者として「独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人」を規定します。	独立行政法人については、国又は地方公共団体に準じる団体と認められるため。
6	第7条第4号	「規則に定めるもの」に「都市計画法に基づく都市計画事業」並びに「都市計画法第29条の開発行為の許可を受けたもの」を加えていただきたい。	御意見一部を採用し、別途作成する施行規則でその他規則に定めるものとして「都市計画法第29条第1項又は第2項の許可」を規定します。	<p>都市計画法第29条の開発行為の許可を受けたものについては、安全確保のための基準の適用を受け、国又は地方公共団体の監督を受けている工事であることから、土砂等の埋立等による災害発生のおそれがないと認められるため加えます。</p> <p>一方、都市計画事業は都市計画法において、都市計画上十分な監督のもとに行われるため、開発許可の適用除外となりますが、災害発生の防止を目的とした盛土規制法の技術的基準等を満たしているものではないため除外することとします。</p>
7	第7条第1項第1号	三千平方メートル未満の除外は緩すぎるため、三百平方メートル未満とすべきである。	原案のままとします。	<p>今般、県南地域において無秩序な盛土が相次いだ理由として、隣県にあるような土砂条例が本県にないために狙い撃ちされたのではないかという指摘があります。</p> <p>このため本条例は、隣県との差を可能な限り早期に解消することを第一の目的として制定するものであり、隣県において多く採用されている3,000㎡を許可対象の基準として採用しました。</p> <p>なお、3,000㎡は盛土規制法の許可対象面積とも親和性があります。（特定盛土等規制区域の許可対象基準の1つが3,000㎡）</p> <p>また、国交省等が令和5年5月に発表した「盛土等の安全対策推進ガイドライン」においても、大規模な災害が想定される盛土等の規模として3,000㎡と明記されています。</p>

No.	条項	御意見	対応	理由
8	全般	「規則」で定める条項が少なくとも30か所もあるが、規則の内容が明らかにされていないため、意見のしようがない。	規則は現在作成中のため現段階では公表することができません。	意見募集は、施策の基本的・中心的考え方をまとめた条例部分を対象にお願いしたいと考えています。
9	第9条	周知するよう努めなければならない。を周知しなければならない。に改める。	御意見のとおり、記載を「周知しなければならない。」と改めます。	条例制定の背景を踏まえ、周辺の住民に対する周知は義務とします。
10	第10条 第1項 第7号	管理する者の氏名に住所（勤務先住所）連絡先を入れる。	原案のままとします。	第10条第1項第1号で責任者（許可対象者）の氏名、住所を記載させることとしているため、管理する者の住所（勤務先住所）までは不要と考えます。 なお、第15条第1項で規定する許可を受けた者が設置する標識の記載の「その他規則で定める事項」の一つとして、「管理する者の氏名及び連絡先」を規則で規定します。
11	第10条 第2項	土砂等の搬入及び搬出の予定量に、搬出先の住所、搬出先の自治体の許可取得を加える。	原案のままとします。	継続的な土砂等の搬出入を事業内容とする事業者を想定した条項であり、搬出入先は、不特定多数となることが考えられるため、申請時には求めないこととします。
12	新設	災害が発生した際の緊急対応、安全確保措置、原状回復、被害者への賠償等、責任の所在と対応事項を明記すべき。	原案のままとします。	本条例では、災害の発生防止を図ることを目的としており、緊急の必要があると認めるときは必要な措置を命令できる規定を設けています。賠償及び賠償責任については、民法ほか他法令により別途対応することとなります。
13	第17条 第3項	災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、の後に、15日以内になど期限を入れること。	原案のままとします。	個々の事案ごとに状況が異なるため、必要な措置については、個別に判断する必要があります。 また、具体的な記載を行った場合、かえって制約となる場合もあると考えられることから素案のような表現としております。
14	第21条 第2項	土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置について、原状回復、期限等具体的に明記すべき。	原案のままとします。	個々の事案ごとに状況が異なるため、必要な措置については、個別に判断する必要があります。 また、具体的な記載を行った場合、かえって制約となる場合もあると考えられることから素案のような表現としております。
15	第24条 第1項	知事は、～関係者に質問させることができる。を質問する。に改める。	原案のままとします。	第二十四条の立入検査や質問等は相手方の権利を制限するものであることから必要な限度において行うものであり、「できる」規定が適切であると考えます。 なお、本条に基づく立入検査や質問等に対して応答しなかったり、虚偽の応答をした場合には第31条の罰則の対象となります。